

生物多様性を取り巻く動きについて

2021年7月16日
大阪府環境農林水産部みどり推進室

生物多様性を取り巻く動き(世界・国)

- ◆ 2020年を目標年とする愛知目標は、COP14（2018年）で決定された検討プロセスに従い、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標がCOP15（2021年／中国）で決定される

2010	「 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) 」名古屋で開催
	「生物多様性総合評価報告書 (JBO)」環境省が公表
2012	「 生物多様性国家戦略2012－2020 」を閣議決定
2014	「生物多様性条約第12回締約国会議 (COP12)」韓国・ピョンチャンで開催 愛知目標の中間評価 (GBO4：地球規模生物多様性概況第4版)
2018	「生物多様性条約第14回締約国会議 (COP14)」エジプト・シャルムエルシェイクで開催 新たな目標 (ポスト2020生物多様性枠組) の検討プロセスを採択
2019	IPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム) 第7回総会 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント政策決定者向け要約の承認
	「ポスト2020生物多様性枠組」の検討プロセス 公開ワーキンググループや、地域別・テーマ別ワークショップ等を実施
2020	次期生物多様性戦略国家研究会開催 (～R3.6計9回開催)
	愛知目標の最終評価 (GBO5：地球規模生物多様性概況第5版)
2021	「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 (JBO3)」環境省が公表
	「 生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) 」中国・昆明で開催予定 (10/11～24)
2022	次期生物多様性国家戦略 の策定 (2022.3策定予定)

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料

ポスト2020生物多様性枠組

「**ポスト2020生物多様性枠組**」では、**経済・社会・政治の全ての分野にわたる社会変革**に関する取組を**充実・強化する観点**で議論

- ◆ 「**ポスト2020生物多様性枠組**」採択予定の**生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）**は**2021年10月11日～24日**に**中国昆明**で開催予定
- ◆ **生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標の最終的な達成状況**について分析した「**地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）**」では、**自然との共生を実現するために移行が必要な8つの分野を特定、個別ではなく連携した対応を行うことが必要と強調**

(参考) 自然との共生を実現するために移行が必要な8つの分野 出典：環境省生物多様性センター

土地と森林に関する移行	生態系の保全・再生等のために景観レベルで空間計画を行う
持続可能な淡水に向けた移行	重要な生息地の保護や侵略性の種の防除、連続性確保等による淡水生態系の回復
持続可能な漁業と海洋への移行	海洋及び沿岸の生態系の保護・再生や漁業の再建、水産養殖業の管理等による持続可能性の確保と食料安全保障と生計の向上
持続可能な農業への移行	アグロエコロジー等を通じた農業システムを再設計、生物多様性への影響を最小限にとどめながらの生産性向上
持続可能な食料システムへの移行	肉と魚の消費を抑えた健康的な食生活、食品の供給と消費にともなう廃棄物の削減
都市とインフラに関する移行	「グリーンインフラ」の展開と人工的な景観での自然のための場所の創出による、市民の健康と生活の質の向上と都市及びインフラの環境フットプリントの低減
持続可能な気候行動に向けた移行	化石燃料の利用の廃止と自然を活用した解決策の適用による気候変動の規模と影響の低減
生物多様性を含むワン・ヘルスに向けた移行	生態系や野生生物の利用の管理による健全な生態系と人の健康の推進

ポスト2020生物多様性枠組案について（0.2案）

◆ 計4つの2050年に向けたゴール（2050年ゴール）と、そのゴールに向けた途中経過としての状態を示す2030年マイルストーン、2030年までに行うべき行動を示した計20のターゲット等が設定されている

- **ゴール** : 3レベルの多様性（生態系・種・遺伝子）に関するゴール、人々への恩恵に関するゴール、利益配分とアクセスに関するゴールに加え、実施手段についてもゴールが設定されている。各ゴールに2030年の状態を示すマイルストーンを設定。
- **ターゲット** : 3テーマ（生物多様性への脅威の縮小、人々の要請に応える、ツールと解決策）で構成。
例えば、生物多様性への脅威の縮小では、生態系再生や保護地域、種の回復・保全、侵略的外来種、汚染、気候変動を扱っている。
- **ゴール・ターゲット（一部）** に共通して、自然生態系の面積等の増加率など具体的な目標となる数値を示す箇所がある。

生物多様性国家戦略について

生物多様性国家戦略の策定・改定経過

◆生物多様性条約締結を受けて策定された生物多様性国家戦略は、これまでに4度の見直しを実施

1995年：生物多様性国家戦略	1993年の生物多様性条約締結を受け策定
2002年：新生物多様性国家戦略	3つの危機を提示、自然共生社会の打ち出し
2007年：第三次生物多様性国家戦略	地球温暖化による危機の追加、具体的目標等の設定
2010年：生物多様性国家戦略2010	2008年制定の生物多様性基本法に基づく法定計画
2012年：生物多様性国家戦略2012-2020	愛知目標を踏まえた国別目標の設定

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料

生物多様性国家戦略2012-2020の目標達成状況

◆「生物多様性国家戦略2012-2020」における数値目標の達成状況等（抜粋）

項目	目標	点検	到達率	備考
保安林面積	1,281万ha	1,223万ha	95.5%	
「生物多様性」の認知度	75%以上	51.8%	69.1%	当初（H24）：56%
外来種の認知度	75%	62.5%	83.3%	当初（H23）：64.7%
国内希少野生動植物数	25種増 (115種)	270種増 (356種)	1,080.0% (309.6%)	
里山林資源を活用した活動団体数	20%増 (560団体)	242%増 (1,593団体)	1,210.0% (284.5%)	

出典：生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果（R3.1）

生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)

- ◆ 環境省は、2021年3月に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」を公表
- ◆ JBO3の目的は、次期生物多様性国家戦略の検討のため、科学的知見を提供すること
 - ①日本の生物多様性・生態系サービスの現状を評価すること
 - ②我が国における「社会変革」のあり方について

ポイント

1. 日本の生物多様性の「**4つの危機**」は依然として**生物多様性の損失に大きな影響を与え、生態系サービスも劣化傾向にある**。これまでの取組により、生物多様性の損失速度は緩和の傾向が見られるが、まだ回復の軌道には乗っていない。
2. 将来の**気候変動**や、人口減少等の**社会状況の変化にも耐えられるように、生態系の健全性の回復を図ることが重要**。OECM等により生態系のネットワークを構築することが有効。
※OECM： Other Effective area-based Conservation Measures（民間取組等と連携した自然環境保全）
3. 生物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、新たな視点での施策の展開が必要。自然を基盤とする解決策により気候変動を含む社会課題への対処を進めることや、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策により、「**社会変革**」を起こすことが重要。
4. 社会変革に向けた万能な解決策はないものの、幅広く効果が見込める対策と、特定の危機に効果的な対策がある。社会変革の方向性として、地域資源の活用による豊かでレジリエントな自然共生社会を目指し、自立・分散型社会の要素を取り入れることが重要。

※幅広く効果が見込める対策：ビジネスと生物多様性の好循環、教育や新たな価値観の醸成等
特定の危機に効果的な対策：里地里山における定住・関係・交流人口を増やす取組等

出典：第8回次期生物多様性国家戦略研究会資料

次期生物多様性国家戦略について

次期生物多様性国家戦略研究会での検討

- ◆ 研究会では、第5次環境基本計画、ポスト2020生物多様性枠組策定に向けた議論、生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO3）、生物多様性国家戦略2012-2020最終評価等の成果や情報等を踏まえつつ、次期生物多様性国家戦略について、2019年度より検討

研究会開催状況

2019年度 第1回～第2回開催（次期生物多様性国家戦略の大きな方向性や構造）

2020年度 第3回～第7回開催

（自然共生社会の実現に向けた方策と基盤整備、身近な暮らしに提供される自然の恵みの確保と自然に配慮したライフスタイルへの転換等）

2021.5 第8回開催

（最近の課題＜新型コロナウイルス感染症や2050年カーボンニュートラル等＞への対応）

2021.6 第9回開催（これまでの研究会を踏まえた全体討議）

→2021年度末 次期国家戦略策定（予定）

次期生物多様性国家戦略の方向性と目標案

次期生物多様性国家戦略の方向性（計画期間：～2030）

1. 目指すべき自然共生社会像：持続可能かつレジリエントで真に豊かな「自然共生社会」を目指す

- ①生存基盤となる多様で健全な生態系の保全・再生
- ②自然を活用した解決策を取り入れながら自然の恵みの持続可能な形での積極的な利用
- ③生物多様性と生態系に対する影響を内部化する社会変革

2. 次期戦略で既存の取組に加えて取り組むべきポイント

- ①自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復
- ②人口減少社会・気候変動等に対する自然を活用した社会的課題解決
- ③ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

次期生物多様性国家戦略の目標案

- ◆生物多様性の言葉の認知度
 - ◆OECMの面積・割合
 - ◆外来種対策における地方公共団体等の取組状況、国と地方自治体の連携の状況 等
- ※OECM：民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域

出典：第9回次期生物多様性国家戦略研究会資料